

デイサービスさくらの家 運営規程

《管理事項》

第1条 医療法人厚生会（以下、「事業者」という）が設置するデイサービスさくらの家（以下、「事業所」という）が行う介護予防・日常生活支援総合事業における指定通所型予防給付相当サービス（以下、「予防給付相当サービス」という）及び指定通所介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関わる事項を定める。

《事業の目的》

第2条 予防給付相当サービスに関して、要支援状態にあるもの及び事業対象者であるものの（以下「要支援者等」という）に対し心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うことを目的とする。

2. 指定通所介護に関して、要介護状態にあるもの（以下「要介護者」という）に対し社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族等の身体的、精神的負担の軽減を図る為適切な通所介護を提供することを目的とする。

《運営の方針》

第3条 事業者が実施する予防給付相当サービス及び指定通所介護の従業者は、要支援者等及び要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活における援助及び機能訓練等を行う。

2. 予防給付相当サービス及び指定通所介護は、利用者の要支援状態・要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。
3. 予防給付相当サービス及び指定通所介護の実施にあたっては、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに関係する市とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
4. 事業者は、サービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束は行わない。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
5. 事業者は、提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る

《名称および所在地》

第4条 予防給付相当サービス及び指定通所介護を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスさくらの家
- (2) 所在地 福井県大野市中津川32-33

《従業者の職種、員数、及び職務内容》

第5条 従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人 デイサービスにおける管理を行う。

- | | | |
|-------------|------|----------------------|
| (2) 生活相談員 | 1人以上 | 生活における相談対応を行う。 |
| (3) 看護職員 | 1人以上 | 観察及び看護ケア等を行う。 |
| (4) 介護職員 | 7人以上 | 指導や介護ケア等を行う |
| (5) 機能訓練指導員 | 1人以上 | 機能訓練計画表の作成や機能訓練等を行う。 |

《営業日及び営業時間》

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 営業日 | 月曜日から土曜日までとする。
但し、12月31日～1月3日までは休業とする。 |
| (2) 営業時間 (受け入れ可能な時間) | 午前8時30分から午後5時30分までとする。
但し、緊急時は別途協議する。 |
| (3) サービス提供時間 | 午前9時30分から午後3時30分までとする。
午前9時30分から午後3時30分までとする。 |
| (4) 延長対応時間 | 午前8時30分から午前9時30分および
午後3時30分から午後5時30分までとする。
(延長時の利用料は第10条に定めるとおりとする) |

《予防給付相当サービス及び指定通所介護の利用定員》

第7条 予防給付相当サービス及び指定通所介護を合計した利用定員は、50人とする。

《予防給付相当サービス及び指定通所介護の内容》

第8条 実施する予防給付相当サービス及び指定通所介護は次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画に基づいた通所介護計画の決定・変更。利用者及びその家族への説明と同意を得た上で書類の交付
- (2) 日常生活上の援助、日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う
- (3) 健康状態の確認
- (4) 運動機能向上の為の訓練サービス
- (5) 口腔機能改善のためのサービス
- (6) 送迎サービス
- (7) 入浴サービス
- (8) 食事サービス
- (9) 若年性認知症対応
- (10) 相談、助言等に関する事
- (11) 利用者及び家族等の日常生活における介護などに関する相談及び助言
- (12) 時間延長サービス対応 (別途協議)

《通常の事業の実施範囲》

第9条 大野市、勝山市、福井市（美山地区）とする。

（上記以外の地域の利用者については相談に応じる。）

《利用料その他の費用の額》

第10条 予防給付相当サービス及び指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、予防給付相当サービス及び指定通所介護が法定代理受領サービスである時はその基準額に、利用者の介護保険負担割合証に記載の割合を乗じた額とする。

2. 前項の支払いを受ける他、利用者から次の各号に掲げる額の支払いを受ける事ができる。

(1) 食費

- ・普通食 : 1食あたり 650円（おやつ代含む）
- ・お粥、ミキサー食、刻み食、一口大食 : 1食あたり 758円（おやつ代含む）

(2) レクレーション費用・教材費 ・実費

(3) 日常生活においても通常必要な物にかかる費用で、利用者か家族等が負担する事が適当と認められる費用 ・実費

(4) 時間延長料金

利用者の希望によりサービス提供時間を超えるご利用の場合、別途協議の上、30分を増すごとに500円の延長料金を頂く。なお、利用分数に関わらず設定料金の請求とする。

(5) キャンセル料

利用日当日の午前8時までに利用中止の申し出がなく、当日の午前8時以降に申し出をされた場合キャンセル料として下記の料金を頂く場合がある。ただし、利用者の体調不良等正当な理由がある場合はこの限りではない。

① 利用日当日の午前8時までに申し出があった場合 無料

② 利用日当日の午前8時までに申し出がなかった場合 当日の利用者負担相当額および当日の食費（普通食650円、お粥・ミキサー食・刻み食・一口大食758円）

3. 前項の費用にかかるサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族等に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い同意を得る。

《サービス利用にあたっての留意事項》

第11条 利用者は、予防給付相当サービス及び指定通所介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- (2) 事業所内では飲酒しないこと。
- (3) 喫煙は決められた場所であること。
- (4) 第13条に定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

《緊急時における対応方法》

第12条 通所介護における従業者は、サービスを行っているときに利用者の容態に急変が生じた場合は、速やかに、主治医・介護者への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告をする。

《非常災害対策》

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 事業所に防火管理者および火元責任者を置く。
 - (2) 始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
 - (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。
 - (4) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
 - (5) 防火管理者は、従業者に対して防火教育を実施する。
 - ①非常災害用設備の使用方法の徹底・・・・・・・隨時
 - (6) 年2回以上の避難、救出その他必要な訓練を行う。
 - (7) その他、必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

《事故発生時の対応》

第14条 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、関係する市町、利用者の家族等、利用者に係る地域包括支援センター・居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2. 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

《衛生管理等》

第15条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行わなければならない。

2. 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

《虐待防止について》

第16条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じる。

- (1) 虐待防止に関する責任者を置く。
 - (2) 成年後見制度の利用を支援する。
 - (3) 苦情解決体制を整備する。
 - (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及する為の研修を実施する。

《その他運営についての留意事項》

第17条 従業者の質的向上を図るため研修の機会を設け業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 繼続研修 年1回以上
- 2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保守する。
- 3. 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保守させるために従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保守させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 4. 事業者は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備し、その完結の日から会計に関する諸記録、介護計画書及び提供したサービス内容の諸記録は5年間、それ以外の諸記録は5年間保管するものとする。
- 5. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人厚生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めることとする。

《付則》 この規程は平成15年1月1日から施行する。

この規程は平成15年4月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は平成15年5月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は平成15年7月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は平成16年1月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は平成16年4月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は平成16年6月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は平成17年1月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は平成17年4月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は平成17年10月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は平成18年4月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は平成18年6月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は平成19年4月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は平成19年7月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は平成20年4月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は平成21年4月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は平成22年4月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は平成22年11月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は平成23年4月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は平成23年4月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は平成24年4月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は平成24年7月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は平成25年4月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は平成26年4月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は平成27年8月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は平成27年10月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は平成27年12月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は平成29年9月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は平成29年10月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は平成30年4月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は平成30年10月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は平成31年2月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は平成31年4月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は令和元年10月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は令和2年6月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は令和3年7月15日をもって改正されこれを施行する。

この規程は令和4年6月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は令和5年4月1日をもって改定されこれを施行する。

この規程は令和6年8月1日をもって改定されこれを施行する。

この規程は令和6年9月1日をもって改定されこれを施行する。